

## 木工長職務

### 第一条

木工長ハ船体桅檣帆架其他圓材端船火藥庫諸庫諸室ノ保存ヲ掌サトリ若シ損所アリテ修理或ハ改造ヲ要スル時ハ之レヲ副長ニ申出ツヘシ

### (圓材検査)

### 第二条

木工長ハ毎日午前定時ニ桅檣帆架ノ景状ヲ検査シ若シ損所アラハ之レヲ副長ヘ報告スヘシ

### (唧筒整頓)

### 第三条

木工長ハ唧筒並ニ蛇管ノ何時ニテモ用立ツヤウ整頓シ置ク事ニ注意スヘシ

### (汚水検査)

### 第四条

木工長ハ常ニ艦内汚水ニ注意シ毎夕及ヒ夜分検査ノ節其水尺ヲ副長ニ届出ツヘシ但シ航海中ハ每直之レヲ届出ツルモノトス

### (戦争用意)

### 第五条

木工長ハ戦争用意ノ時敵弾ノ為ニ射貫セラレタル弾穴ヲ填塞セン為メ常ニ彈塞及ヒ其他損所ヲ修理スヘキ用品ヲ備ヘ又夕戦争中ハ部下ノ木工ト共ニ舷内兩側ノ通路及ヒ艙内ニ至ル迄絶ヘス巡視シテ射貫セラレタル弾穴アルヲ見ハ速力ニ彈塞ヲ以テ海水ノ漏入ヲ防ク事ニ注意スヘシ  
(船体傾側)

### 第六条

木工長ハ船体ヲ傾側シタル時ハ唧筒整頓シテ何時ニテモ用立ツヤウ注意シ汚水溜(ポンプウエル)ニ木工次長或ハ長属ヲ配シテ且ツ水尺ヲ測ラシメ自ラモ亦屢々之レヲ検査シ又夕下甲板ノ窓戸ハ密閉セシヤ否ニ最モ注意スヘシ

### (諸戸等注意)

### 第七条

木工長ハ諸窓戸艙戸及ヒ砲門等ニ注意シテ損所アルモノハ之レヲ修理シ而シテ航海中等海水注入ヲ防クヘシ

### (豫備ノ圓材)

### 第八条

木工長ハ豫備ノ圓材及ヒ端船豫備ノ橈等ニ注意シ又夕階子格子其他此少ノ木具等破損ニ及フ時ハ之レヲ修理スル事ニ注意スヘシ

### (行状)

### 第九条

木工長ハ木工及ヒ槓笱工鍛冶塗工桶工長以下ノ行状ヲ監視シ各自勉勵シテ職務ヲ盡セルヤ否ニ注意スヘシ

### (費用物品)

### 第十条

木工長ハ諸修理ニ附木材釘類其他用品ノ遣払等ヲ明細帳簿ニ記載シ之レヲ副長ヘ差出スヘシ

### (防火隊編入)

### 第十一条

木工長ハ戦争ノ節其属員ト共ニ防火隊ニ編入セラルヘシ